

羽市こ第3238 号
令和4年2月21日

保護者 各位

羽曳野市市長公室こども未来室こども課

まん延防止等重点措置期間中の保育施設等の利用に係る利用者負担額等の
日割り計算の実施期間の延長について

平素より本市保育行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

先日、「まん延防止等重点措置」中の利用者負担額等の取り扱いについて、お知らせさせていただいているところですが、国において、まん延防止等重点措置が令和4年3月6日まで期間の延長が決定されました。

これを受けまして、下記のとおり利用者負担額等の日割り計算の実施期間を延長します。

記

1. 利用者負担額等の日割り計算を行う期間について

令和4年3月5日(土)まで延長いたします。

※この期間中については、欠席の理由を問わず対象とします。

※利用者負担額等の日割り計算方法、返還方法等については、「令和4年1月26日付羽市こ第2952号 まん延防止等重点措置期間中の保育施設等の利用に係る利用者負担額等の取扱いについて」にて先日お伝えしたとおりです。

【 お問合せ 】

羽曳野市市長公室こども未来室
こども課 教育保育給付担当
TEL 072-958-1111(内線1231, 1233, 1235, 1254)

国及び大阪府の動向を踏まえながら、再度実施期間を延長する場合は改めてお知らせいたします。